

2021（令和3）年7月7日（水）

仙台市議会議員・政務調査費（平成24年）に関する住民訴訟

仙台地方裁判所判決を受けてのコメント

仙台市民オンブズマン

本日、仙台市議会議員に係る政務調査費（平成24年）に関する住民訴訟の判決がなされた。

本日の判決は、オンブズマンの全体請求額（5869万0346円）に対し、合計4881万3065円を認容した。認容率は約83%と極めて高い。

本判決も従前の判決を踏襲している。本判決は、政務調査費の財源が住民の税負担に依拠しており、その使途の透明性の確保が強く要請されることを指摘し、政務調査費の支出と調査研究活動との間に合理的関連性を求めている。そして、この合理的関連性の立証については、会派・議員側に客観的な資料に基づく説明を求めた。これに対し、会派・議員側がこれを十分に説明できなかった結果、オンブズマンが指摘した支出の大部分が違法であるという判断に繋がった。

このような、従前の判決に沿う本判決の判断は、一般論としても具体的なあてはめとしても、税金の使い道に対する市民の切実な願いを十分にくみ取ったものと評価したい。

他方で、本判決は、調査研究費の支出の適法性を緩やかに肯定している。しかしながら、中には観光地の視察や「仙台の夕べ」など酒食を伴う会合等への参加が含まれており、これらを違法としなかったことは市民感覚にそぐわないものと考えられる。今後、議員が調査研究費に税金を支出する際には、調査の必要性・相当性を十分に考慮し、実際に調査研究を行った際には、その内容や成果等について市民に十分な報告をしていただきたい。

以上のように、本判決は、条例の定め、政務調査費の手引の定め、さらには市民の想いを踏まえ、概ね適正な判断をしたものとして評価される。

仙台市及び各会派・議員は、厳粛にこれを受け止められたい。

以上